

岩手県告示第122号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により、二級河川小本川水系に係る河川整備計画を別紙のとおり定めた。

なお、「別紙」は、省略し、岩手県県土整備部河川課及び沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター並びに岩泉町役場及び田野畑村役場に備えておいて縦覧に供する。

令和元年7月5日

岩手県知事 達 増 拓 也